町上段地六〇三二の一、六〇六七の二、六〇七二の一、六〇七五の二、井川町椎ノ峯七三一一の一から七三一一の四まで、井川町傳城七〇九一の四、七〇九三の四、井川町西ノ岡七〇八八の四、七〇八八の九、井川町宮ノ上二の二、一二、一三、一五の二、一八、四七の二、井川町渡り瀬七五五四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野字不動一九〇一の一、一九〇一の四、一九〇一の六から一九〇一の八まで、三野町勢力字高簇一二三〇の八から一二三〇の一〇まで、一二三〇の一七、三野町加茂野宮字南滝奥二〇七八の二から二〇七八の四まで、二〇八一の二、三野町清水字西ノ原一五三九の一、一五三九の五、一五三九の七、一五三九の八、一五四〇の四、一五四一の二、一五四二の三、池田町西山木屋床二七七一の一、二七七一の二、二七九八の一、二七九八の二、池田町中西タマノクボ六九三、六九四、七〇〇、一八二四、池田町馬路竹ノ内三二、四九の一、四九の四、四九の六、四九の七、五一の一、五一の二、五三の一、五五の一、五五の四、坊城五〇の一、五九の一、五九の二、六〇の一、六九の二、七〇の一、七三から七五まで、東祖谷小島二三二の二、二三三、二七〇の二、二七〇の七、二七一の三、東祖谷西山六三一の二、六三一の四から六三一の七まで、六三二、西祖谷山村重末七四、七五、七九の一、七九の二、八一の一、一五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

タマノクボ六九三、六九四、七〇〇、一八二四、坊城五〇の一、五九の一、五九の二、六〇の一、六九の二、東祖谷小島二七〇の二、二七〇の七、二七一の三、東祖谷西山六三一の二、六三二（次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村重末七五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県松本市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町上新庄字西山一の一、一の二、氷上町三原字向山一の二、一の四、一の五、一の七、一の一二、一の一三、一の一六、一の二五から一の二八まで、一の三一から一の三六まで、一の三九、一の四〇、一の四四、一の三・一の一一・一の四一（以